

(目的)

第1条 この要綱は、本町における広告掲載に関し必要な事項を定め、もって財源を確保するとともに、町民のサービス向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体等」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、広告媒体ごとの広告の規格等、掲載料及び掲載料の納付時期は、別表第1のとおりとする。

- (1) 広報紙
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で町長が適当と認めたもの
(令3告示59・一部改正)

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体等に掲載することができる広告の基準(以下「掲載基準」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

(令3告示59・一部改正)

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 町内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

(広告の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報しんとみ(カラー版・お知らせ版)、町のホームページ等により行う。

(令3告示59・旧第6条繰上)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者及び広告を掲載しようとする者に代わり、この要綱に基づく広告掲載に係る行為の委任を受けた者(以下これらを「申込者」という。)は、広告を申し込もうとするときは、広告媒体等広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿及び広告を掲載しようとする者の国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことを証明する書類(以下「税証明」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 この要綱に基づく広告掲載に係る行為の委任を受けた者が広告掲載の申込みを行う場合にあっては、前項に規定する書類に加え、委任状(様式第2号)及び当該委任を受けた者の税証明を添えなければならない。

(令3告示59・旧第7条繰上・一部改正)

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条第1項に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する新富町広告審査委員会の審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告(掲載・非掲載)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(令3告示59・旧第8条繰上・一部改正)

(広告審査委員会)

第8条 掲載の申込みに係る広告の内容が第3条に掲げる掲載基準を満たしているかどうかを審査するため、新富町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

4 委員長は、副町長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課長、総務課課長補佐(総務行政担当)、総合政策課長、総合政策課課長補佐(企画政策担当)

8 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(平30告示76・一部改正、令3告示59・旧第9条繰上)

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(令3告示59・旧第10条繰上)

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(令3告示59・旧第11条繰上・一部改正)

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(令3告示59・旧第12条繰上)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

(令3告示59・旧第13条繰上)

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日告示第76号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年5月21日告示第59号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(令3告示59・追加)

広告媒体	広告の規格等	掲載料及び掲載料の納付期限
広報しんとみ	(1) 広告の種別 紙面広告 (2) 広告の大きさ 次のいずれかによる。 ア 1号広告(縦50mm横90mmの大きさの広告をいう。以下同じ。) イ 2号広告(縦50mm横180mmの大きさの広告をいう。以下同じ。) (3) 広告の掲載位置 町長が指定したページ	(1) 掲載料 1掲載当たり、1号広告にあつては5,000円、2号広告にあつては10,000円(消費税含む。) (2) 掲載料の納付期限 広告が掲載される日前において町長が指定した日
町のホームページ	(1) 広告の種類 バナー広告 (2) 広告の大きさ 縦50ピクセル横180ピクセル (3) 広告の掲載位置 町のホームページのトップページにおいて町長が指定した位置 (4) 広告の最短掲載期間 1か月 (5) 広告の掲載期間限度 12か月 (6) 画像形式 GIF(アニメーションによる表示は不可とする。)、JPEG又はPNG (7) 画像容量 10キロバイト以下 (8) 禁止事項 次のとおりとする。 ア ボタン、アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス又はプルボタンメニューの表示 イ 閲覧者に本町の事業であると誤解を与えるおそれのある表現、画像の使用等	(1) 掲載料 1掲載1か月当たり5,000円。ただし、1申込みで6か月以上11か月以内の掲載を希望し、かつ、掲載料を一括して納付する場合の掲載料は4,500円に掲載月数を乗じて得た額とし、1申込みで12か月の掲載を希望し、かつ、掲載料を一括して納付する場合の掲載料は4,000円に12を乗じて得た額 (2) 掲載料の納付期限 広告が掲載される日前において町長が指定した日

別表第2(第3条関係)

(令3告示59・追加)

掲載を承諾しない業種・事業者	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業及び性風俗特殊営業と規定される業種 (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係る業種 (3) 商品先物取引に関する事業者 (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者 (5) 占い、運勢判断に関する業種 (6) 興信所・探偵事務所その他これに類する事業者 (7) 債権取り立て、示談引受け等に関する業種 (8) たばこに関する事業者 (9) ギャンブルに係るもの(公営競技又は宝くじに係るものを除く。)
----------------	---

	(10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社再生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者 (11) 各種法令に違反しているもの (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされているもの (13) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業者又は事業者
掲載を承諾しない広告	(1) 法令及び町の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの (2) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの (3) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの (4) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの (5) 町の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの (7) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの (8) 国内世論が大きく分かれているもの (9) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これらに類するもの (10) 消費者被害の未然防止及び防止拡大の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの ア 誇大又は根拠のない表示や誤認を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」 イ 射幸心を著しくあおる表現 例：「これが最後のチャンス」 ウ 虚偽の内容を表示するもの エ 国家資格等に基づかないものが行う療法等 オ 責任の所在が明確でないもの カ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保障、指定等をしているかのような表現のもの (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの ア 水着及び裸体等の姿で、広告内容に無関係で必然性のないもの イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現 ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現 エ ギャンブル等を肯定するもの オ 青少年の健康、精神及び教育に有害なもの (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

様式第1号(第6条関係)

(令3告示59・一部改正)